

とっとりSDGs きっず 運営要領

1 趣旨

鳥取県における子どものSDGs体験活動等を通し、身近な取組が持続可能な地域社会につながるといふ機運を醸成するため、SDGsを学んだことを可視化し、子どもたちが満足感及び自信を得ることを目的としたとっとりSDGs きっずの制度運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領における用語の適宜は次のとおりとする。

- (1) とっとりSDGs きっず とっとりSDGs 伝道師及びとっとりSDGs ネットワーク構成員等（以下、「伝道師等」という。）が開催・実施するSDGs ワークショップ等に参加した未就学児及び小学生の参加者をいう。
- (2) SDGs ワークショップ等 とっとりSDGs きっずとなり得る者を参加対象とする体験会や講習会などSDGs を学ぶ機会の提供をいう。
- (3) 参加証 とっとりSDGs きっずの条件を満たす者に対して配付する参加証の性格を持つグッズのことをいう。

3 参加証

- (1) 伝道師等は、SDGs ワークショップ等への派遣依頼があった場合は、県に開催概要（日時・場所・内容・参加者数）をあらかじめ報告し、県から参加証を入手するとともに、とっとりSDGs きっずの条件を満たす者に配付する。
- (2) 県は、伝道師等の活動においてSDGs ワークショップ等の情報を得た場合は、参加証を該当の伝道師等にあらかじめ配付することができる。
- (3) 参加証の配付は、1人につき1日当たり1回を上限とする。

4 実績報告

伝道師等は、SDGs ワークショップ等の開催後10日以内に県に参加証の配付実績を報告しなければならない。ただし、とっとりSDGs 伝道師派遣制度を利用したSDGs ワークショップ等の場合は、派遣の申請元の実績報告をもって参加証配布の実績報告に代えることができる。

5 その他

この要領に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、令和7年6月5日から施行する。